

議案第10号

規2-(6)

損害賠償について

令和6年度報告議案（6月）案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和6年7月5日提出

静岡市長 難 波 喬 司
(教育委員会事務局教育局学校教育課)

記

- 1 報告議案 別紙「専決処分について」のとおり

報告第 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 月 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 月 日

静岡市長 難 波 喬 司

破損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生	事故の概要
	住 所	氏 名	年月日・場所	
円 363,000 (カーポート屋根破損部修理費)			令和 6 年 2 月 27 日	静岡市立清水第二中学校における野球部活動中の行為によりボールが校外に飛び出し、相手方が所有するカーポート屋根に複数回にわたって当たり、当該カーポートの屋根を破損させた。

議案第11号

規2-(6)

損害賠償について

令和6年度報告議案（6月）案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和6年7月5日提出

静岡市長 難 波 喬 司
（教育委員会事務局教育局児童生徒支援課）

記

- 1 報告議案 別紙「専決処分の報告について」のとおり

報告第 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和 年 月 日

静岡市長 難波 喬 司

事務事業事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故の概要
	住 所	氏 名	
円 2,170 (払戻し手数料等)			静岡市遠距離通学事業費補助金の補助交付対象外の保護者に対し、補助交付対象と誤った案内をしたことにより、定期券払戻しに係る手数料等の損害を発生させた事故である。

議案第12号

規2-(6)

損害賠償について

令和6年度報告議案（6月）案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和6年7月5日提出

静岡市長 難 波 喬 司
(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

記

- 1 報告議案 別紙「専決処分の報告について」のとおり

報告第 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和 年 月 日

静岡市長 難波 喬 司

施設管理下における傷害事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 536,948 (慰謝料等)			平成27年 9月16日 静岡市葵区 安東三丁目 13番1号 静岡市立安東中学校	バレーボール部のネットの設置作業中、ネットのワイヤーが切れたことにより揺れた支柱が、相手方の顔面に接触し、前歯亜脱臼等の傷害を負わせた事故である。